

神奈川県
新しい公共支援事業 基本方針（案）

<p>都道府県 担当部局</p>	<p>県民局 県民活動部 NPO協働推進課</p>
----------------------	---------------------------

1. 都道府県内の新しい公共の活動の現状等

(1) 人口、年齢構成、特定非営利活動法人、公益法人、社会福祉法人、学校法人、地縁組織等について

(人口)

- 神奈川県は、2010（平成22）年1月1日現在で900万8132人。出生数は平成2年頃からほぼ横ばいで推移している。死亡者数は増加しているが出生数を上回ってはいないため、自然増が続いている。また、県外からの人口流入などによる社会増も続いている。
- 県の人口推計では、2019（平成31）年をピークに人口減少に転じることが予測されている。

(年齢構成)

- 年齢（3区分）別人口の構成比は、年少人口（0～14歳）13.3%（全国平均13.3%）、生産年齢人口（15～64歳）66.5%（同63.8%）、老年人口（65歳以上）19.8%（同22.8%）となり、全国平均と比較して生産年齢人口が高く、老年人口が低くなっている。
- しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の都道府県別将来推計人口』（平成19年5月推計）によると、2005（平成17）年から2035（平成47）年にかけて、本県の65歳以上の高齢者人口の増加率は82.9%で、全国第1位となることが予測されている。

(NPO等)

- 県内で認証されたNPO法人数は、2011（平成23）年3月31日現在、2,675法人となっており、多様な活動が展開されている。

各年度末現在の認証法人数の推移

項目	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
認証法人数	8 件	113 件	243 件	398 件	622 件	945 件	1269 件	1605 件
解散法人数	0 件	0 件	0 件	2 件	5 件	9 件	19 件	44 件
	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度			
	1916 件	2124 件	2324 件	2495 件	2675 件			
	82 件	125 件	178 件	264 件	299 件			

現在の認証法人の活動分野（複数該当）

①保健・医療・福祉	1477 件	②社会教育	669 件
③まちづくり	553 件	④学術・文化・芸術・スポーツ	594 件
⑤環境の保全	426 件	⑥災害救援	67 件
⑦地域安全	88 件	⑧人権・平和	221 件
⑨国際協力	291 件	⑩男女共同参画社会	73 件
⑪子どもの健全育成	785 件	⑫情報化社会	83 件
⑬科学技術の振興	52 件	⑭経済活動の活性化	155 件
⑮職業能力・雇用機会	253 件	⑯消費者の保護	83 件
⑰連絡・助言・援助	494 件		

- その他、県内の公益法人14、特例民法法人578、学校法人504、社会福祉法人は700以上となっている。

(2) 新しい公共の活動の現状認識

- 県民ニーズが複雑・多様化する中、地域の様々な課題に対応していくためには、地域で活動する様々な主体が協働して、ともに公共を担う協働型社会づくりが求められている。
- そのような現状において、県民、NPO、企業等が果たす役割はますます高まっている。特に、NPOは先進性、専門性、行動力といった特性を持って、地域課題の解決に重要な役割を果たしてきており、保健・医療・福祉や子育ての分野をはじめとしてボランティア活動が活発に展開されている。
- 企業においても、企業の社会貢献活動の実施について、「実施した・実施したい」企業が約5割に上り（神奈川県「ボランティア活動等に関する調査」2007年11月）CSRの一環としての社会貢献活動への関心の高まりがある。
- 県では、NPO等の活動を支援するとともに、NPO等との協働・連携による取組みを推進しており、平成22年度は、約270件の取組みが行われ、県との協働・連携の定着が図られてきている。

2. 「新しい公共」の活動を推進する上での課題

- NPO法人及びその活動は社会的に認知が進んできてはおり、新たな公共の担い手として期待されているところである一方、多くの団体が資金不足や人材不足の問題を抱えている。新しい公共の担い手として、また、協働型社会におけるパートナーのひとつとして財源、人材などに関する力量の向上が求められている。
(神奈川県「特定非営利活動法人に関する調査」(2008年3月)において、法人が抱える問題として、活動資金不足(58.1%)、事業スタッフ不足(57.0%)、運営に関する専門的知識を持つスタッフ不足(30.0%)などが上位に位置する。)
- NPO等が自立した組織となるには、活動に対する市民からの寄附などの支援や参加が重要であり、そうした支持を得ていくための取組みにかかる環境整備を行うことが必要である。また、活動内容を市民に対して広く公開、発信することで、信頼性を高め、参加や支援の拡大に繋げていくことも必要である。
- 行政、NPO、企業などに多様な主体が協働・連携して地域課題の解決を図る協働型社会を実現するためには、各主体間のネットワーク形成が必要であり、そのための人材育成や協働を促進させるため、交流の機会なども必要となる。

3. 「新しい公共」の活動を推進するための取組方針

(1) 新しい公共支援事業（2年間）の取組方針

- 新しい公共の担い手となるNPO等の自立的活動を後押しし、新しい公共の拡大と定着を図るための支援事業を実施する。実施に際しては、行政に過度に依存することがないように、間接的に後押しすることを基本とする。
- 支援事業の実施に際しては、NPO、市民、企業などの多様なメンバーからなる「新しい公共支援事業運営委員会」が事業選定等を行うことで、公平性を確保する。また、NPO等からの企画、提案等を取り入れる仕組みとする。
- 支援対象となる組織、団体等は、特定非営利活動法人、ボランティア団体、社会福祉法人、学校法人、地縁組織、協同組合等の民間非営利組織であって、自発的、主体的に「新しい公共」の趣旨に合致する活動を行うものであり、活動を的確に遂行する意欲や能力を有するものとする。
また、「新しい公共」がめざす社会の実現のための活動のけん引役を担い、この支援事業による成果を公開・発信することで広く共有するための協力ができるものとする。
- 事業期間を通じて、NPO等による活動がさらに活発化するとともに、県民により広く開かれ、身近なものと感じられ、参画できるような環境をつくるための仕組みづくりを進める。
- 支援事業の選定過程はできるだけ開示し、透明性を確保するとともに、本事業により支援を受けるNPO等の情報開示を徹底する。
- NPO等の活動が継続、発展していくための人材・仕組みづくりを支援する事業を実施する。また、NPO等を支援する基盤となる中間支援組織等についても、支援事業を実施する中で、組織や人材の力量の向上を図り、事業終了後、NPO等の支援の中核を担う組織となることを目指す。
- 多様な主体による協働・連携を促進するために、NPO等と企業等による協働・連携に向けた取組みを実施する。
- 寄附税制拡充の状況を見極めながら、NPO等に対する寄附促進に関する事業を実施する。
- 「新しい公共」の多様な担い手が協働して、自ら地域の諸課題の解決に当たる仕組みの構築と普及を図るため、モデル事業を実施する。
- NPO等の情報開示を推進し、信頼性の向上を図るため、当事業の支援対象者や事業受託者等に対し標準開示フォーマットを用いた情報開示を義務づける。

(2) 将来の展望（事業実施による波及効果）

1) 新しい公共の場づくり、市民の参加

マスコミを活用したキャンペーンなどをきっかけとして、NPO等の社会的意義の認識が市民の間に広まり、社会的な活動に参画する者が増え、また、新しい公共支援事業を通して蓄積した資源を活かして、取組みの中心的役割を担った中間支援組織等が、それぞれの拠点とする地域において、より充実したNPO等への支援ができるようになり、個々のNPO等の成長が図られる。

2) 寄附文化の発展

個々の団体の個性に応じた寄附プログラム等を確立するNPO等や、寄附税制等の制度を的確に活用できるNPO等が増加し、また、双方向ウェブサイト等を活用した効果的な情報提供が行えるようになることで、寄附を希望する者が、期待に見合う寄附先を選択したり、負担感無く気軽に寄附できるようになり、寄附が新しい公共を支える仕組みとして十分に機能するようになる。

3) 担い手の自立的活動の発展

「多様な主体による交流促進事業」により、NPO等のネットワークが形成されることにより、NPO等の協働・連携が促進され、新しい公共の担い手として、NPOセクターが自立的に発展していく。また、NPO等と企業等との交流も促進され、多様な主体が協働する新しい公共の形成が進んでいく。

4) NPO等の情報開示

支援対象者、受託者等に対し、標準開示フォーマットを用いた団体情報を開示するよう義務付けることにより、NPO等の情報開示が進み、NPO等に対する市民の信頼が高まる。

5) 融資利用の円滑化

当事業全体を通じてNPO等の認知度の向上を図ることにより、NPO等への理解が深まり、NPO等に対する融資が円滑化する。

(3) 実施要領第5の7の(1)の成果目標

評価項目 (計算方法等も簡単に説明)		成果目標
1	<p>【活動基盤強化プログラム事業】 受託団体が支援対象NPO等ごとに成果目標を3項目以上設定し、最低半分以上達成することを目指すこととする。</p> <p>(計算方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 支援対象団体が県に提出する申請書や成果等報告書により把握する。 	各プログラムにおいて半分以上成果目標を達成した支援対象NPO等が80%以上となること。
2	<p>【多様な主体による交流促進事業】 多様な主体間の交流・連携数</p> <p>(計算方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> コラボサロン参加団体数 	・各回平均15団体
3	<p>【寄附促進に向けたNPO認知度向上事業】 社会に貢献する活動への参加・支援に関心を寄せる市民の数</p> <p>(計算方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> キャンペーン・サイトへのアクセス件数 	5万アクセス
4	<p>【NPO提案型活動基盤強化事業】 提案団体の事業目的に応じた指標を作成し、目的の達成程度を測る。(被支援団体の新規企画の作成件数、指導対象団体の成長度合いなど)</p> <p>(計算方法等)</p> <ul style="list-style-type: none"> 提案を募集する際に、評価項目の設定を含めた企画の提出を求める。 	(提案された事業目的に応じた指標を使用)
5	<p>【神奈川県新しい公共の場づくりのためのモデル事業】 多様な担い手による協働の仕組み(マルチステークホルダー・プロセス)による会議体の事業終了後の存続件数。</p>	全事業において会議体が存続すること

※ 評価項目はいくつ設定していただいても構いません。